別紙

諮問第１１６２号

答　　申

１　審査会の結論

本件各不開示決定は、いずれも妥当である。

２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った別表１に掲げる本件開示請求１に対し警視総監が令和６年８月22日及び同月23日付けで行った不存在を理由とする本件不開示決定１、及び別表２に掲げる本件開示請求２に対し東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が令和６年８月23日付けで行った不存在を理由とする本件不開示決定２について、それぞれその取消しを求めるというものである。

３　本件審査請求に対する警視総監及び公安委員会の説明要旨

不存在を理由とする本件各不開示決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

４　審査会の判断

（１）審議の経過

本件審査請求は、令和７年１月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和８年５月15日に警視総監及び公安委員会から理由説明書を、同年６月12日に審査請求人から意見書を収受し、同年７月29日（第203回第三部会）及び同年９月18日（第204回第三部会）の２回、審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに警視総監及び公安委員会の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　本件不開示決定１の妥当性について

（ア）警視庁における保有個人情報の訂正決定の事務手続について

警視庁における保有個人情報の訂正決定の事務は、保有個人情報の開示請求等事務取扱要綱（令和５年３月31日付通達甲（副監．総．文．個）第10号。以下「要綱」という。）に規定されている。開示された保有個人情報について訂正請求がなされた場合、当該保有個人情報に係る事務を担当する所属の長（以下「担当課長」という。）は、訂正請求に係る保有個人情報が記載された公文書を保有する所属の長（以下「公文書保有所属長」という。）等に必要に応じて意見を求めるとともに、訂正決定等の判断について、事前に文書課長への意見照会を実施する。意見を求められた文書課長は、内容を検討しその結果を担当課長に通知する旨が定められている（要綱第８の２及び３、第12の１及び２）。

また、担当課長は、訂正決定等に係る決裁後、文書課長及び公文書保有所属長にその旨を通知し、同通知を受けた文書課長は決定通知書を作成し、訂正請求者に通知する旨が定められている（要綱第８の２及び３、第12の１及び２）。

（イ）警視庁における弁明書の作成手続について

警視総監が行った保有個人情報の開示決定等に対する審査請求がなされた場合、行政不服審査法（平成26年法律第68号）29条に基づき、審査庁である公安委員会は、処分庁である警視総監に弁明書の提出を求めることとなっている。

また、同条３項は、警視総監が作成する弁明書には審査請求に係る処分の内容及びその理由を記載しなければならない旨を定めている。

（ウ）本件開示請求１に対する不開示決定について

本件開示請求１の趣旨は、警視総監が審査請求人に対して行った保有個人情報不訂正決定に係る決定通知書の作成並びに不開示決定及び不訂正決定に対する各審査請求に係る弁明書の作成に伴い、警視庁本部及び警察署が行った調査の結果が記載された文書に記録された個人情報（以下「本件請求個人情報１」という。）の開示を求めるものである。

警視総監は、保有個人情報の訂正決定等の事務手続の過程において、調査した事項に関して文書を作成すべきとの規定は存在せず、調査結果に係る文書は作成

していない旨、また、弁明書の作成においても調査を必要とする事務手続、規定等は存在しない上、現に調査を行った記録も認められず、調査結果に係る文書はいずれも存在しない旨説明する。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、審査請求人による保有個人情報の訂正請求については、いずれも不訂正との決定がなされているところ、公文書保有所属長、担当課長及び文書課長間における意見照会等の手続に関する文書は作成されておらず、訂正の要否に係る調査結果等を記した文書が作成された事実は認められない上、要綱にもその作成は定められていない。

また、弁明書においても、その内容から、その作成に当たり調査結果を記した文書の作成を必要とすると認めるに足りる理由もなく、訂正請求と同様に調査結果を記した文書の作成を定める規定も存在しない。

したがって、不訂正決定及び各弁明書作成に伴う調査結果が記載された文書は作成しておらず、本件請求個人情報１は不存在であるとの警視総監の説明に不自然、不合理な点は認められず首肯できるものであり、他に文書の存在を認めるに足りる特段の事情も認められないことから、本件開示請求１について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

イ　本件不開示決定２の妥当性について

（ア）公安委員会宛ての苦情の処理について

警察法（昭和29年法律第162号）79条１項及び３項において、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申出をすることができ、申出があったときは、都道府県公安委員会は処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない旨定めている。

警視庁における苦情の処理手続は、広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年５月31日東京都公安委員会規程第３号。以下「処理規程」という。）及び広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年５月31日付通達甲（副監．総．広．聴１）第16号。以下、処理規程と併せて「処理規程等」という。）等により定められている。

また、警視庁組織規則（昭和47年東京都公安委員会規則第２号）では、公安委員会宛ての苦情の受理等に関することは、警視庁総務部企画課公安委員会室（以

下「公安委員会室」という。）が行うこととされている。

公安委員会室は、同委員会宛てに文書による苦情の申出があった場合、処理規程等に基づき申出事項を確認した後、その概要を苦情処理票に記載し、苦情処理票の写し及び当該苦情申出書の写しを広報課長に送付し、広報課長から当該苦情に係る事案について必要な調査及び措置を行う所属の長（以下「取扱所属長」という。）宛てに送付するものとされている。

また、苦情処理票等の写しの送付を受けた取扱所属長は、速やかに必要な調査及び措置を行い、その結果を広報課長に回答し、広報課長から警視総監に報告し、警視総監から当該結果について報告を受けた公安委員会は、苦情処理結果通知書により苦情処理の結果を苦情申出者に通知することとされている。

（イ）本件開示請求２に対する不開示決定について

本件開示請求２の趣旨は、公安委員会が審査請求人に対して通知した苦情処理結果通知書及び警視総監を処分庁とする各審査請求に係る弁明書作成に伴い、公安委員会、警視庁本部及び警察署が行った調査の結果が記載された文書に記録された個人情報（以下「本件請求個人情報２」という。）の開示を求めるものである。

公安委員会は、審査請求人が申し出た苦情については、取扱所属長が調査等を行い、同所属においてその結果を記載した報告書（以下「事実調査結果」という。）を作成した後、これを取得した広報課長が警視総監に報告し、警視総監から事実調査結果を基にした調査等の内容が報告されるため、同委員会は事実調査結果を作成又は取得していないと説明する。また、警視総監を処分庁とする各審査請求の弁明書については、警視総監が作成し、公安委員会に提出されるものであり、弁明書のほかに調査結果に係る文書を受領しないから、同委員会において弁明書についての調査結果に係る文書は作成及び取得しておらず、いずれも存在しないと説明する。

審査会が検討したところ、関係法令及び処理規程等からすれば、公安委員会において苦情処理結果通知書及び各審査請求に係る弁明書についての調査結果を記した公文書の作成を必要とする規定は存在しておらず、苦情処理結果通知書に係る調査等は取扱所属長が行い、弁明書の作成は処分庁である警視総監が作成するため、公安委員会において調査結果に係る文書は作成及び取得していないとの説

明に不自然、不合理な点は認められない。

これらを踏まえると、本件開示請求２について本件請求個人情報２が存在しないとする公安委員会の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も認められないことから、本件開示請求２について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

髙世　三郎、北原　一夫、樋渡　利美、峰　ひろみ

別表１　本件不開示決定１

本件開示請求１ （本件請求個人情報１）
・警視総監の監．総．文．個第〇号令和〇年〇月〇日付保有個人情報不訂正決定通知書について警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て ・処分庁警視総監の東京都公安員会宛の監．生．総．相第〇号令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て ・処分庁警視総監の東京都公安委員会宛の監．生．総．相第〇号令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て ・処分庁警視総監の東京都公安委員会宛の監．生．総．相第〇号令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て ・警視総監の監．総．文．個第〇号令和〇年〇月〇日付保有個人情報不訂正決定通知書について警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て ・処分庁警視総監の東京都公安委員会宛の監．生．総．相第〇号令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て
不開示（不存在）の理由
本件開示請求１に係る保有個人情報（本件請求個人情報１）は、作成しておらず、存在しません。

別表２　本件不開示決定２

本件開示請求２ （本件請求個人情報２）
・東京都公安委員会の都公委（総．企．公管２）第〇号令和〇年〇月〇日付苦情処理結果通知書について（令和〇年〇月〇日付（都公委第〇号）及び令和〇年〇月〇日付（都公委第〇号））の東京都公安委員会、警視庁、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て、処分庁警視総監の東京都公安委員会宛の監．生．総．相第〇号令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て、処分庁警視総監の東京都公安委員会宛の監．生．総．相第〇号令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て、処分庁警視総監の東京都公安委員会宛の監．生．総．相第〇号　令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て、処分庁警視総監の東京都公安委員会宛の監．生．総．相第〇号　令和〇年〇月〇日付弁明書についての警視庁内、〇〇警察署内にて行った調査結果の全て
不開示（不存在）の理由
本件開示請求２に係る保有個人情報（本件請求個人情報２）は、作成し、又は取得しておらず、当委員会には存在しません。